

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

持ち家を三男に遺したいのですが、
兄弟間の相続は
どうすればよいでしょうか？

先生とも長い付き合いをさせていただいています。先般後期高齢者になり、心臓の持病もあって、最近とみに相続のことを考えるようになりました。

ずっと共働きで私を支えてくれた妻は至って元気で、友達と海外旅行に行ったりしています。子供は3人、男ばかり。どうしても娘が欲しくて3人目を作りましたが、娘であれば同居もよいけれど、息子夫婦とうまくいくはずもなく、それぞれにもう家を持つて別に暮らしています。

実は三男は性格は良いので

すが、なぜだか仕事も結婚もうまくいかず、夫婦で気に掛けています。まだ持ち家がないので、この家を三男に遺すのはどうだろうかと思いに持ちかけたところ、「そうねえ、それは私も考えたことはあるけれど、あと二人がどう言うか。嫁の親御さんもまだご存命だし、三男だけを優遇するのは角が立つのではないかと。彼はこれまで親や祖父母の面倒を見てくれたわけでもなく、反対に私たちが支援してきたくらいです。

遺産を三等分し



て、持ち家1に対して預貯金や株が2あれば、金融資産を長男次男に分ければよいのでしようが、不動産は固定資産税評価額は、土地と家を足しても1500万円ですが、路線価やまして実際の取引価額で査定すると土地だけで3000万円する一方、私の金融資産はせいぜいそれと同額しかありません。

遺言作成などでどうにかなるのであればと思います、お知恵を拝借する次第です。

まずはご夫婦とも、ご自身の生活の優先を。
三男への相続はその後に考えましょう。

息子さんが3人いらっしゃるのを知っていました。全員の結婚はお孫さんがいらっしゃると思っていました。末息子さんは40歳くらいでしょうか。男子の未婚率は実は高く、結婚に縛られず自由を満喫している男性も多いので結婚はあまり心配しませんが、仕事は経済的な支えなので、継続的にうまくいつてほしいですね。

さて、問題の持ち家ですが、ご夫婦共働きだし、奥さまの収入も多かったため、共有登記ではないでしょうか。持分は半分ずつか、6分4分か。ご相談者が奥さまより先に亡くなると相続が発生するのが普通ですが、その場合、不動産はご相談者の持ち分のみが相続の対象となります。相続分は、妻が半分、息子は各6分の1。妻の相続税免除額は1億6000万円もあるし同居者特例もあるので、まず

は不動産の持ち分は妻に相続させて、妻の単独所有にするのが順当です。誰かとの共有にするとも奥さまの居住権は不安定なものになってしまいますね。

奥さまはその後自宅にお住まいのはずなので、固定資産税評価額での金額で良いと思います。その上で奥さまと息子3人で金融資産を分けると息子さんごとの取り分は各600万円程度でしょうか。預貯金は解約して分けるのが普通ですが、株式は株価に応じて各自名義替えでもよく、そこは話し合ってください。

つまり、持ち家を三男に譲りたいというのは、奥さまの相続の際の話になると思います。本当に奥さまがそう望むのであれば、遺言作成の話になりますが、あとの2人には遺留分があるので（各6分の

1）、それを害さないような遺言ができるかどうか。それは奥さまの遺産額次第でもあります。難しいかもしれません。

奥さまは長年公務員として働いてこられたし、ご自分名義の金融資産も今はかなりあるでしょうが、定年後の収入は基本的に年金だけです。海外旅行などをしていけば金融資産は減っていくと思います。あるいはもしかして一人になれば、施設に入るために持ち家は売却せざるを得ないかもしれません。まずはご夫婦とも、ご自身の生活を大事にされますように。その余剰が相続になるだけで、遺す必要は全くありませんので。